香川県広報誌広告事業　仕様書

1　広告を掲載する広報誌

名　　称：みんなの県政 THEかがわ

規　　格：Ａ４判16ページ（４色刷り）

印刷方法：オフセット印刷

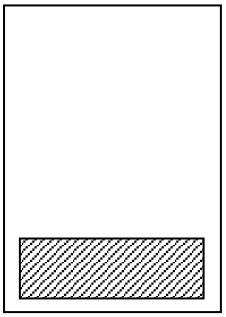
発行回数：年12回（毎月１日発行）

発行部数：１回当たり約419,000部

配布方法：宅配方式

配布先等：県内全世帯（約415,000世帯）に配布のほか、県庁舎及び市町等窓口に配置

2　広告の位置及び規格等



広告の位置　：原則10ページから15ページまで（計６ページ）の記事下

広告枠の規格：左右178㎜×天地58㎜。ただし、分割での使用を認める。

色数　　：カラー４色

表示回数　：令和９年４月号から令和10年３月号までの12回

広告枠数　：全72枠（毎号６枠12回）

3　広告作成の条件

- 広告内には、左右10㎜、天地５㎜以上の大きさで「広告」と明示すること。
- 広告は、罫線で囲むこと。（罫線の色及び太さは指定しない。）
- 広告には、内容についての問い合わせ先を必ず表示すること。

4　広告原稿の提出等

（１）広告原稿案

完全版下原稿提出期限の５日前までに広告の原稿案を県に提出し、承認を受けること。

（２）完全版下原稿

完全データと色ゲラ２枚を制作し、発行月の前々月の25日までに県に提出すること。

（３）色校正

別途、県が指示する方法により、校正（色校正を含む）を行うこと。

5　特記事項

（１）　香川県広告事業実施要綱、香川県広告事業実施基準、香川県広報誌広告事業実施要領を遵守すること。

（２）　広報誌に掲載する広告主の募集、調整、広告原稿の作成等は広告取扱業者が行うものとし、これに要する経費は広告取扱業者の負担とする。

（３）　毎号全ての広告枠について、必ず広告を確保すること。複数月において同一の広告主の広告を表示することは差し支えない。ただし、同一発行月内に同一広告主は２枠までとする。

（４）　広告は、県内に事業所等（本社、支店、営業所、店舗等）を有する者を優先すること。

（５）　広告主の事業実態、所在地、連絡先、事業内容その他広告に関する責任の所在を、客観的な資料により確認できず、消費者保護の観点から必要な審査を行うことができない広告は、表示しない。

（６）　広告の選定にあたっては、広報誌の性格上、地域性、公共性の高いものを優先するとともに、商品やサービスのＰＲを直接行うものではなく、企業イメージ広告を優先すること。

（７）　次のいずれかに該当する業種又は業者に係る広告は、表示することができない。なお、広告の表示中においてこ

＜裏面に続きます＞

れらに該当するに至った場合も同様とする。

①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に該当するもの

②消費者金融に関するもの

③たばこに係るもの

④法令に定めのない医療類似行為を行うもの

⑤占い又は運勢判断に関するもの

⑥興信所・探偵事務所等を営む営業所

⑦社会問題を起こしている業種又は事業者

⑧県の指名停止措置を受けている者

⑨その他県資産の性質等により広告を表示する業種又は業者として適当でないと認められるもの

（８） 次のいずれかに該当する内容の広告は、表示することができない。なお、広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

①法令等により製造、販売、提供等をすることができない商品又はサービス、許可等を受けていない商品その他広告として表示することが適当でないと認められる商品又はサービスに係るもの

②他の者を誹謗し、中傷し若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの

③不当な差別等人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

④公の選挙の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの

⑤宗教団体による布教推進を目的とするもの又はそのおそれのあるもの

⑥政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの

⑦第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

⑧非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの

⑨広告する商品又はサービスとは無関係に裸体等を表示することによって単に目立たせるもの

⑩次のいずれかに該当するものであって、青少年にとって有害であると認められるもの

ア　性的感情を刺激するもの又はそのおそれのあるもの

イ　犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの

ウ　粗暴性又は残虐性を助長するもの又はそのおそれのあるもの

⑪消費者の利益及び公正な競争の確保を妨げるおそれのある次の表示を含む広告

ア　実際よりも、又は他の事業者のものよりも著しく優良又は有利であるかのように消費者を誤認させる表示（以下「不当表示」という。）

（合理的な根拠を示す資料を求めた場合において、提出がない場合は不当表示とみなすこととする。）

イ　その他消費者を誤認させるおそれのある表示

ウ　射幸心をあおる表示

⑫その他県資産の性質等により表示することが適当でないと認められるもの

（９） 広告をどのページに表示するかは、原則として広告取扱業者が指定できるものとするが、同一ページの広報誌記事内容により、表示ページの変更について協議する場合がある。

（１０） 県のホームページに掲載する「ウェブ版広報誌」及び「電子書籍版広報誌」には広告は表示されない。

（１１） 広告料は、原則として令和９年４月号掲載分については令和９年３月31日まで、令和９年５月号から７月号掲載分については令和９年４月30日まで、令和９年８月号から10月号掲載分については令和９年７月30日まで、令和９年11月号から12月号掲載分については令和９年10月29日まで、令和10年１月号から３月号掲載分については令和９年12月28日までに納入するものとする。